

会 議 録

会議の名称	第14回 本荘由利一市七町合併協議会
開催日時	平成16年 2月26日(木) 午後 1時30分
開催場所	本荘由利広域交流センター
出席者氏名	「出席者名簿」のとおり
欠席者氏名	鈴木澄夫委員(西目町)
<p>1. 開 会</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 会議録署名委員の指名について</p> <p>4. 新市名称公募に係わる記念品贈呈者の抽選について</p> <p>5. 議 題</p> <p>(協議事項)</p> <p>協議第33号 議会の議員の定数及び任期の取り扱いについて(継続協議)</p> <p>協議第43号 社会教育事業の取扱い(その2)について(継続協議)</p> <p>協議第45号 使用料、手数料等の取扱いについて(継続協議)</p> <p>協議第46号 公共的団体等の取扱いについて(継続協議)</p> <p>協議第47号 補助金及び交付金等の取り扱いについて(継続協議)</p> <p>協議第48号 高齢者福祉事業の取り扱いについて(継続協議)</p> <p>協議第49号 農林水産業関係事業の取扱い(その2)について(継続協議)</p> <p>6. その他</p> <p>7. 閉 会</p>	
会議の経過	別添のとおり

別紙 出席者名簿

会 長 柳 田 弘

委員(40名)

1号委員		2号委員		3号委員	
副会長	佐々木 秀 綱	委 員	齊 藤 好 三	委 員	東海林 京 子
"	佐 藤 清 圓	"	工 藤 兼 雄	"	村 岡 兼 幸
"	加 藤 鈺 一	"	大 場 重 夫	"	茂 木 好 文
"	阿 部 満	"	佐 藤 實	"	鈴 木 清
"	阿 部 幸 悦	"	阿 部 一 雄	"	高 橋 良 一
"	三 浦 孝 郎	"	前 川 侔	"	三 浦 稔
"	佐 藤 源 一	"	村 上 亨	"	尾留川 正
		"	佐 藤 千 秋	"	木 内 忠 一
		"	成 田 正 雄	"	佐々木 正 男
		"	小 松 敏 博	"	小笠原 良 一
		"	遠 藤 忠 平	"	長谷川 光
		"	小 松 義 嗣	"	金 子 拓 雄
		"	齊 藤 栄 一	"	三 浦 重 夫
		"		"	須 田 妙 子
		"	今 野 義 親	"	松 田 訓
		"	眞 坂 孝 衛	"	高 橋 和 子
				4号委員	
				委 員	石 山 修

幹 事 (16名)

幹事長	鷹 照 賢 隆	幹 事	齋 藤 隆 一
副幹事長	小 松 久 男	幹 事	土 田 隆 男
幹 事	佐 藤 徳 弥	幹 事	早 川 修 一
"	佐々木 登	幹 事	莊 司 和 夫
"	伊 藤 正 弘	幹 事	藤 原 秀 一
"	小笠原 察 雄	幹 事	小 松 慶 悦
"	三 浦 昭 夫	幹 事	加 賀 秀 喜
"	村 上 隆 司	幹 事	佐 藤 善 昭

事 務 局

局 長	佐々木 均	調整第1 班長	佐 藤 俊 一	三 浦 啓 助
副局長	村 上 健 司	調整第2 班長	佐 藤 一 喜	佐 藤 和 広
次 長	熊 谷 正	調整第3 班長	遠 藤 晃	伊 藤 康
次 長	渡 部 進	計画班長	伊 藤 篤	
		電算推進 班長	齋 藤 一 昭	佐 藤 徳 和
		総務班長	三 浦 清 久	

午後1時30分 開 会

○事務局

ご案内の時刻となりましたので、これより第14回本荘由利一市七町合併協議会を開会いたします。

次第2、会長あいさつ。

○柳田会長

第14回の合併協議会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

第1回目は昨年1月21日で行われました。それから1年を経過し、もうすぐ3月です。これから、各学校の卒業式が始まりますが、3月1日の由利高校の卒業式から各高等学校、小学校、中学校の卒業式が続きます。

この市町村合併はこの子供たちがこれから大きくなり、あるいは社会人となったときにいい市となっていれば、大変幸せなことだろう、そこで私たちはいい市をつくるために、これまで様々なご意見と確認をいただき、ここまでたどり着きましたので、皆様方からより一層のご理解とご協力を賜りたいと思います。

合併特例法の期限もあと1年あまりとなりました。全国的にも合併協議会が盛んに行われているようですが、私たち1市7町の合併は住民のための合併ということを目標に掲げながら協議を進めてまいりました。

これからも、残された時間を有効に活かし、明るい未来の「由利本荘市」を築き上げてまいりたいと存じます。

さて、本日は継続審議中の案件7件をご審議いただくわけですが、慎重な協議をお願いします。

また、協議に先立ちまして新市名称公募に関わる記念品贈呈者の抽選も行われますので、議事運営に時間を要することから特段のご協力をお願いし、簡単ではありますが開会のあいさついたします。

○事務局

それではこれより議事に入ります。会議の議長は合併協議会規約第10条第2項の規定に基づきまして、会長があたることになっておりますので、よろしく願いいたします。

○柳田会長

それでは、議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

本日の出席委員は40名であります。西目町の鈴木委員より欠席の届け出があります。出席委員は定数に達しております。

本協議会に説明のため幹事の出席を求めています。

次第の3、会議録署名委員を指名したいと思います。

会議録署名委員は、会議運営規程第8条第2項の規定により、由利町の佐藤千秋委員、岩城町の三浦 稔委員を指名いたします。

なお、本日の会議時間は午後4時30分までの3時間を予定いたしております。

これより、次第の4、新市名称公募にかかわる記念品贈呈者の抽選について事務局より抽選方法の説明をいたします。

○事務局

それでは、新市名称募集に関わる記念品贈呈者の決定方法についてご説明いたします。

新市の名称につきましては、1市7町の皆様を対象に昨年7月から9月までの2カ月間にわたり募集を行い、有効 5,211 票、1,087 種類の応募をいただきました。協議会では応募いただきました候補を一次、二次、三次選定と絞り込み、先般、さらなる協議を重ね新市の名称を全会一致で「由利本荘市」ということで確認をしております。

そこで、新市の名称が確認されたことから募集要項にありました「名付け親大賞」、「名付け親賞」、「ふるさと賞」の受賞者を本会場で決めたいと思っております。

その方法ですが、はじめに「由利本荘市」と応募されました 239 名の皆様の中から抽選により、「名付け親賞」15 名を決定、次に「名付け親賞」の受賞者を除いた中から抽選で1名の方を「名付け親大賞」に決定したいと思います。

最後に「名付け親賞」、「名付け親大賞」の受賞者を除く、応募者全員の中から抽選で「ふるさと賞」30 名を決定いたします。なお、重複当選はございません。

抽選方法は「名付け親賞」15 名につきましては、本協議会の副会長7名と、各市町の議会の議長さん8名、計 15 名の委員の皆さんに抽選箱から1枚ずつ引いていただきます。引きましたら事務局の職員にお渡ししたいと思います。その場で事務局職員が当選者を発表していきます。

次に「名付け親大賞」ですが、これは協議会の会長から引いていただきます。

最後に「ふるさと賞」は「名付け親賞」を引いていただいた副会長さん、それから各市町の議長さんを除く委員さんから引いていただきますが、男性の委員の皆様からは1枚ずつ、それから女性の委員の皆様からは2枚ずつ、これで 28 名決まりますので幹事長、それから副幹事長から1枚ずつ引いてもらって 30 名の当選者を決定いたします。

当選されました方々の公表、記念品の贈呈ですがこれは協議会日より、協議会のホームページ、各市町の広報等で公表したいと思います。

なお、「名付け親大賞」に当選されました受賞者への記念品の贈呈は次回、第 15 回のこの合併協議会の席上で記念品を贈呈したいと考えています。

その他、「名付け親賞」、「ふるさと賞」に当選されました受賞者の皆様への記念品の贈呈は商品の発送をもってかえたいと、このように考えております。

それでは抽選を行います。よろしく申し上げます。

抽選箱に名前を書いた名札を入れてください。最初に 239 名の方が入っております。それでは、最初「名付け親賞」、これは1万円の商品券ですが、抽選箱に「由利本荘市」と書かれた応募者の名札があります。よくかき混ぜてよろしく申し上げます。

【各副会長、順次抽選する】

○事務局

最初の当選者は本荘市の小川カネミ様です。本荘市 菊地顕次様、本荘市 佐藤貴洋様、岩城町 田口秀彦様、本荘市 渡部セイ子様、大内町 小石勇様、本荘市 本間正樹様、大内町 伊藤由利子様、本荘市 鈴木翔子様、本荘市 中津川辰夫様、本荘市 田中義則様、本荘市 打矢好子様、本荘市 小松チヨ様、東由利町 小松俊一様、大内町 工藤芳典様です。

○事務局

それでは、ただいま 15 名の方の「名付け親賞」を決定いたしました。

次に「名付け親大賞」です。5万円の商品券ですが、これは会長から引いてください。お願いします。会長恐れ入りますけども、当選者は会長から読み上げてください。

【会長、抽選する】

○柳田会長

本荘市の富樫誠様です。

○事務局

ありがとうございました。おめでとうございます。

本荘市の富樫誠様には次回、第15回の席上で記念品の贈呈を行いたいと思います。

それでは、「ふるさと賞」の抽選に入りたいと思います。

先ほど申しましたように、これは5,211通の方から先ほどの「名付け親賞」、「名付け親大賞」の当選された方を除きまして、抽選を行います。先ほどの抽選箱に由利本荘市以外の応募された方々の名札を入れます。

担当者の方は、よくかき混ぜてよろしくをお願いします。準備のほうはよろしいでしょうか。準備のほうできましたようですので、本荘市の工藤委員さんのほうから順次ひとつ抽選をお願いします。

【各委員、順次抽選する】

○事務局

西目町 佐々木セイ様、東由利町 小野賢治様、本荘市 梶原利紀子様、本荘市 工藤一二様、本荘市 皆川優太様、本荘市 小松良吉様、本荘市 尾留川美智子様、本荘市 三浦修四郎様、本荘市 大井清様、本荘市 本間祐衣子様。

○事務局

西目町の鈴木委員さん今日欠席されておりますので、その分を同じ町の委員さんのほうから責任を持って引いていただきたいと思います。

○事務局

東由利町 小野善久様、本荘市 正木辰雄様、本荘市 渡部聖一様、本荘市 正木希実様、本荘市 高橋真由様、本荘市 小松光弘様、大内町 佐々木兼様、岩城町 滝沢妙様、本荘市 工藤健一様、西目町 斎藤千鶴様、本荘市 伏山武徳様、本荘市 小松提様、大内町 長谷部悟様、本荘市 佐藤友也様、本荘市 斎藤裕司様、岩城町 松山ヨシノ様、本荘市 菊地悦子様。

○事務局

委員の最後は由利地域振興局長さんをお願いします。

【由利地域振興局長、抽選する】

○事務局

本荘市 猪股円様です。

○事務局

これで28名の方が決まりました。あと最後の2名、これは幹事長、それから副幹事長をお願いします。

【幹事長、副幹事長、抽選する】

○事務局

大内町 佐々木鋭一様。最後は本荘市 打矢奈々子様でした。

○事務局

これで30名の「ふるさと賞」が決まりました。30名の方には、各市町の特産品3,000円相当をお送りいたしたいと思います。

以上で抽選のほうを終わります。大変ご協力ありがとうございました。

○柳田会長

抽選で当選された皆さんに心からお祝いを申し上げます。

それでは、次第の5の議題に入ります。

最初に継続協議中の協議第33号、「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」は前回の第13回協議会で議会選出委員と住民代表委員、それぞれの委員会をつくり協議してもらうことと決定していただいております。

各委員会の協議の結果について会の座長より、発表していただきます。

住民代表の委員は、委員会を2月9日、議会選出の委員会は13日に開催されました。

先に開催されました住民代表の座長であります村岡委員から報告を願います。

○村岡兼幸委員(本荘市)

ご指名いただきました住民代表の小委員会の座長を務めました本荘市の村岡です。

それでは発表させていただきたいと思います。

今、お話ありましたように2月9日、約2時間半をかけて住民代表16人全員出席をして全員から意見を伺う形で小委員会を開催いたしました。1回目でありますので、とにかく意見を1つにまとめるというよりはどのような意見が出るのかということで、会議を開催をしたつもりであります。

議員定数の問題ですから、新市の名称にも匹敵するような非常に重要なテーマでもあり、また個人の身分にもかかわる話でありますので、大変難しいテーマであります。また、県内各地でも様々な議題を呼んでおるテーマであります。1市7町という8つの独立した自治体が1つの市に生まれるという全国でも有数な多い自治体数での合併でありますから、その新しい市を生むためのエネルギーをどうやってつくるかということで、我々16人の委員はそれぞれ各町の代表委員ではありますが、41人の委員の1人でもありますので、そういう新しい1つの市を生むためにはどうしたらいいかということで、真剣に議論をして話し合いました。

2時間半あまりの内容を10分弱ぐらいで、今報告しようと思っておりますので、十分伝えきれない部分、力不足で伝えきれない部分はぜひ住民代表の委員の皆様から補足で、追加で説明をしていただきたいと思います。

その結果、大きく3つの考え方に、住民代表の委員会では3つの考え方に分かれました。その時点では、3つの考え方がどれどれが重いということではなくて、偶然にも大体比重は一緒ぐらいになりました。簡単に言うと解散すぐ30人で選挙、もう1つは在任特例を使って7カ月で選挙という、いわゆる提案されている内容に近い内容です。

そして3つ目が定数特例を使って、選挙をしようという大きく3つに分かれましたが、実は今日、開催直前にもミニ小委員会を開きまして2つ目の在任特例という部分は少数意見となりましたことをまずもって最初に報告をしたいと思います。

実は、その会議の2時間半のうちの半分ぐらいの時間を使って、地域自治組織の話を煮詰めた上でこれの前提がなければなかなか議員定数の問題には入れないということで、地域自治組織の話に半分ぐらいの時間をかけてしましたので、その内容を少し2、3分お話をしたいと思います。

いわゆる地域自治組織の今後の方向性とか、あり方とか、そういうものがあって議員定数のことを考えることができるということでもあります。なぜならば、それぞれの議会議員は住民の議会制民主主義においては住民の代表であります。

しかし、もう一方、これからの地方分権の時代にあつては、これまで非常に住民の声、あるいは住民の考え方を反映させるような行政の仕組みをつくっていかなければならないということで、地域自治組織が組織されようとしています。

住民の声を行政に届けるという意味では、両方とも同じ機能を持つということでもありますので、地域自治組織が一体どういう形になるのかがわからないと議員定数の部分も判断しにくいということでもありますので、ぜひ地域自治組織については早めに議題にし、どんな形になるかを明確に指し示してほしいということが皆さんの意見であります。

なぜ、地域自治組織が重要かという、これまで地域自治組織というものはなかったわけがあります。なかった概念をなぜつくるのか。町内会等々とは次元の違う話だと思えます。突き詰めて言えば、行政の範囲と自治の範囲の話だと思えます。

これまでの市町村合併は明治、あるいは昭和の大合併においても、中央集権を維持・確立するために市町村合併を繰り返してきました。その段階にあつては、行政の範囲も自治の範囲も一緒でありました。

しかし、これからの地方分権一括法成立後の合併は、これまでとは違うと思えます。いわゆる法律上、国と地方は対等の関係になって地方主権型の社会をつくるための歴史上はじめての合併という試みだと思えます。その意味において、今回の合併では行政の範囲はできるだけ広く、そして逆に自治の範囲は狭いほうがいいということだと思えます。行政の範囲はできるだけ広く、しかし自治の範囲は狭いほうがいい。なぜならば強い行財政基盤を確立をして、国、県にあまり頼ることなく自立性ある地域をつくろう、行政効率含め、それは様々な議論があると思えますけれども、そういうつくろうということなので、行政の範囲はできるだけ広く、そして自治の範囲というのは住民の自治参加、参画をしていくためにはできるだけ顔が見えて名前がわかる範囲の中で自治というのは確立をされていくと思えます。

いわゆるそういう行政の範囲は広く、しかし自治の範囲は狭いほうがいいという、非常に難しい両面性というか、二面性をどう組織として具体化していくかが今回の市町村合併の大きな意味づけだと思えます。その中で、地域自治組織というものが生まれてきたんだと思えますので、この地域自治組織は議員の定数にも深く関係してくる重要な問題だという認識であります。

少しわかりやすい事例をあえて言いたいと思えます。一部、県内外においても独立立町、あるいは自立宣言ということで非常に目立ちはじめています。しかし、果たしてこれは住民のためになるのでしょうか。それは、行政の範囲と自治の範囲は一致しなければならないという常識の中での判断ではないかと、私なりに考えます。

そうではなくて、新しい国づくり、まちづくりをしていこうというのが、今回の市町村合併だと思えます。リストラすれば成り立つのであれば、はじめから合併協議のテーブルにつく必要もないわけでありまして。そんな次元ではないと、リストラすれば成り立つというような次元ではなくて、新しい時代をつくる、新しいそういう国と地方の対等関係をつくる合併の中で協議が進んでいるという認識が必要だと思えます。リストラは日本語で多分誤解されて伝っていて、リストラは人減らしという形で私も使ってしまうけれども、本来の意味はリストラクチュアリングですから、再編とか構造改革ということが本来のリストラという意味です。市町村合併は行政の最大のリストラと言われていると思います。

いわゆる市町村合併をとおして構造改革をしていくことが必要だという認識の中で、この地域自治組織はこれからの一番の議員定数と並ぶ大きなテーマなので、ぜひこの点を今後の議論の中で早く煮詰めていかなければならないというのが、まず第一認識としてお話ししたいと思います。

それでは3つについて説明します。

1つ目、1つの市になるのだから原理、原則に従い4月に解散して30人の設置選挙という大きな決断をすべきという意見であります。これはある意味でもっとも大きな構造改革の話かもしれません。

そして2つ目は、原案どおり在任特例7カ月、大選挙区において30人で選挙を実施する。いろんな町があるので全部一緒ではありませんけれども、50年以上もそれぞれ自立した自治体として歩いて来た町が、1つの市になろうという大きな大変化であります。様々なエネルギー、様々な人たちが限られた時間の中で一緒になる、あるいは一体になるエネルギーをつくるための準備期間として必要だという認識に立てば、これはこれで私は大変意味のあることだと思います。いわゆる簡単に言えばバトンタッチゾーンの中で、まだまだ新市決定後に議論する項目はいっぱいありますので、本当に限られた半年間という期間の中で、それぞれの各町の住民代表の方たちが議論をぶつけ合いながら、決定していくためのバトンタッチゾーンという位置づけの中で、この在任特例という議論はあるんだと思います。加えて、在任特例が認められているのは2年、24カ月であります。それを7カ月でやろうということで期間を短縮をしています。

そして、132人が4月に市議会議員になったとしても、10月ですからあつという間です。半年後には132人が30人になるというある意味での大きな決断をしています。新聞等々、マスコミで書かれているようにそういう部分、いろんな部分の様々な努力の部分は省かれて、数字だけが一人歩きをしているような今の現状で、大変批判を浴びておりますけれども私は在任特例は在任特例なりで、そういう意味での非常な努力の結果として生まれてきている議案だと、こう思っております。

しかし、住民代表のお話の中では、そういった今の住民世論の流れがなかなか変わるものではないと思います。いわゆる在任期間を縮めるというのは、財政の再建という意味でのひとつのそれが手法だとすれば、更に踏み込んで議員の報酬の削減にまで踏み込むことが必要ではないかと。これなくしては、この議案はなかなかとらないのではないかとということで、そういう意見が条件付きで出ました。

しかし、この意見は全体の16人の中の1割ぐらいの割合でありますので、3つの意見のうちの少数意見という位置づけであります。

そして3つ目が定数特例であります。1市7町の大選挙区を行うと、旧町単位の住民代表である議会議員がもしかしたらいなくなってしまうのかもしれないという不安はあるんだと思います。それから、代表がいたとしてもある町は、例えばの話ですけども、ある町は1人か2人しかいないと。ある町は人口規模が同じであるのに5人、6人となるかもしれないという、選挙ですからそういう可能性はあるわけでありまして。そんな中で1市7町面積は全国でも有数の大仙市に並ぶ有数な面積になり、ある報道では神奈川県と半分近くになるのではないかとというような大きな選挙区でありますから、一体化になるまである程度の移行期間として、各町の単位というか、旧町のそういう範囲を大事にして少なくとも各町から新市の議員が3人、4人、あるいは5人とかはぜひほしいと。各町代表ほしいと。

そして、それが1市7町積み上げた結果として40人、45人いるので、そういう形になるためには定数特例2倍以内を結果として活用しようと。定数特例は2倍以内60人という大変多いのでなかなか理解は得られないと思います。2倍全部を使うのではなくて、限りなく定数に近い形の1.3倍、1.4倍、1.5倍、どこが適当かはわかりませんが、そういう形の中で定数特例を使って各町、代表がいるという形にしようということであります。それによって、いわゆる選挙の結果として、議員がいるという形ではなくて、仕組みとして各町に公平な議会議員が選出をされるという形になります。

そういう意味で3番目の定数特例ということを主張する意見も非常に多かったということでもあります。ただし、ここから先私もよくわかりませんが、地域自治組織がどう確立されているかによって、地域自治組織がしっかりと確立して、行政の単位としてあれば選挙は例えば一体化を保つために全体選挙でいいという一方の議論もあると思います。

一方、もう1つの議論としては地域自治組織がしっかりとあればいるほど、逆に小選挙区制を実施して地域自治組織の行政の単位と、もう1つ議会の議員がお互いに意見交換できるように議会議員が逆に平等な形で各町代表で、4年間の移行期間に限り必要であるという議論もある

と思いますけれども、まだまだそこまで踏み込んだ議論にはなっておりませんが、そのような形で3つに大体集約をされたということで報告をさせていただきたいと思います。まだまだ説明足りない部分は、ほかの住民代表の委員から補足説明をしていただきたいと思います。以上です。

○柳田会長

今、住民代表委員の座長からの説明がありました。

次に議会代表委員会から説明をいただきますが、住民代表委員の座長から委員から補足もとのことでございましたが、議会代表からの説明が終わったところで、住民代表・議員代表から補足説明があれば承りたいと思います。

それでは、議会代表のほうからお願いします。

○齊藤栄一委員(西目町)

それでは、議会代表委員による委員会の結果報告をさせていただきます。

住民代表の委員会は非常に意見が分かれたと、その分かれ方も拮抗しているというような今報告を受けました。我々議会議員代表による委員会は、これまでの長い間の合併協議会でのそれぞれの議論に基づいて、じゃあどうするのかということで最初から議論をいたしました。結論から申し上げますと、まず大方が原案のいわゆる7カ月という在任特例を使ったほうがいいというのが大方と、ほとんど大半ということであります。

ただ、少数でありましたけれども、定数特例を使ってさらに小選挙区ですか、中選挙区といいですか、地区割に選挙区制を敷いて選挙したほうがいいと、そういうところもあったということを報告させていただきます。

これからその理由を申し上げますが、私がここで報告したことがちょっと不足だよということがあれば、それぞれ議員代表の補足説明していただければありがたいと思います。

その理由というのは、これまでも何回となく言われてまいりました。合併による激変を避けるということで、各地域の事情のわかる議員が必要である。お互い理解の上で、スムーズに新市に移行させたいということが1つであります。

そしてまた、合併による住民の不安を取り除くためにも、現在の議員が新市になってからの動きを多くの住民に早く伝えるということができないんじゃないかというのが、この大きな理由であります。

ほかに、例えばちょこちょこありましたけれども、3月の選挙となれば予算議会であるとか、あるいは市長選挙と同時選挙は避けられるとか、7カ月の在任特例は半端であるけれども、長くすることはできないのではないかなというような意見も出されております。そしてまた、この7カ月、いわゆる10月31日までの期間で、じゃあこのままで、この意見分かれたままでどうするのかということの1つの意見として、今の議員報酬をそのまま凍結すると、現状のままにというようなこともありましたので、付け加えさせていただきます。

以上であります。

○柳田会長

それでは、議員代表委員のほうから補足説明ありませんか。

この場で、お互いの意見を交換するということは、前向きでいいことだと思いますので、補足と問わずにどうぞ何かご意見ございましたら、お出しください。

それでは、住民代表のほうからありませんか。

今の住民代表の説明があったように在任特例は、今の市町村体制から新市にバトンタッチをすることは運動会を例にとりて、バトンタッチゾーンでないか、そのゾーンをオーバーすれば失格に

なってしまいますが、そのバトンタッチゾーンでいかに新しい市にいい力を出していくか、リレーではこのバトンタッチゾーンはものすごく重要な役目を果たしています。

そのゾーンの長さが7カ月とする、また人数130人で次に30人に引き継ぐというような考えとすると非常にわかりやすい説明かと思います。

しかし、住民代表の方々に理屈付けはそうだとすると、また割り切れない部分もあったと思います。

定数特例についても大選挙になって、地域から1人も出ないことになった場合はどうするかなど、また、重要なこととして地域自治組織の問題なんですね。

地域自治組織について、住民の皆さんにはまだわかっていないと思いますので、将来、この新しい市ができた場合、どのようになっていくのか、例えばこの組織を10年を1つの目安にして考えるかあるいは、地域自治組織というのはもう新しい市ができて軌道に乗った場合には、地域自治組織などはなくても住民の意思が市に反映することができるのであれば、自治組織を廃止してもよいのではないかなど、難しいところです。

本来であれば、地域自治組織はなくても立派にやっていけるようなスタイルで進められれば良いのですが、今の段階では地域自治組織がなければ、不安ということになりますから、いま地域自治組織をきちんと見据えなければなりません。

今の選挙区、小選挙区、それから定数特例の問題にしても熟慮しなければ、今のことは簡単に決めることではないのではないかと住民代表のほうから付け加えられました。

まず、住民代表の方々の意見をどうぞ。

○尾留川 正委員(由利町)

由利町の尾留川です。事務局から説明がありましたが、その在任特例を使って、そしてその次の選挙を打つときに小選挙区にした場合に、人口比例にということになっているそうなんです。そうすると、事務局のお話では、30人を人口割で割ると本荘に15人いくということなんです。

それで大内町が3人で、あと2人ずつしか出ないと。こういうような話になっているそうなんです。そうすると議員の半分が本荘市の人たちです、そういうふうになります。それで在任特例を使わないで、定数特例を使っていくと、その人口比例というものを適応しなくても良いと、こういうふうになっているので、そうすると今、さっき村岡さんが言われるように平均的に例えば各町内全部3人ずつ割合で、あと40人でも35人でもいいですけども、それを半分にして割ると、そういうような方法を取ればですよ、議員を最低2人しか出ないというのでなくて、3人か4人は出ると、そういうような格好になると思うんです。

そうすると我々の地区からも、まず十分な意見が吐けるような状態になるんじゃないかなと、そういうふうに思いまして、在任特例を使うとその小選挙区にしても人口比例でいかになくちゃならないと、そういうようなことを考えますと、皆さんその点を考えてよく煮詰めてもらいたいなど、私はそういうふうに思います。

○柳田会長

事務局ちょっと今の説明してください。

○事務局

ただいま尾留川さんのほうからお話ありましたが、在任を使うと選挙区選挙になると尾留川さん、おっしゃいましたか？

○尾留川 正委員(由利町)

小選挙区にしてもですよ、その人口比例になるものですから、そうすると大体30人の定員であれば15人が本荘に割当るという格好になると思うんです。

あと15人をその7町で割るというような格好になりまして、半分が本荘市出身の議員になるような格好になると思うんですよ。それでもいいですかということなんです。

○事務局

公職選挙法の件について、ちょっとお話をさせていただきますが、今小選挙区という選挙区選挙というお話が出ましたので、お話ししたいと思います。選挙区選挙の場合は、人口割を基本とするということになっております。これは国の選挙も同じように1票の格差の問題ありまして、人口割をということでございます。

ただし、合併に際しまして1期に限りこれは定数特例を使う使わないにかかわらず、1回目に限り人口比例を若干変えてもいいということはお出しております。これは、あくまでも1期、合併という特殊事情に基づきまして1回に限り人口比例を外してもいいというのが出しておりますので、その点お知らせしておきたいと思っております。

○柳田会長

由利町の尾留川委員。

○尾留川 正委員(由利町)

そうするとですよ、この前の説明では在任特例と定数特例とを併用して使用できないということになっているらしいんです。そうすると、今、在任特例を使うとすぐ10月になると一般選挙になります。

そうすると小選挙区をしても、人口比例で定員を配分しなきゃならないと、こういうふうになります。ですから、在任特例を使わないで、定数特例でいってあまり人口比例に左右されないような定数配分にしたほうがいいんじゃないかなと、そういうようなことを村岡さんも前回の会議にも述べておりましたけども、そういうふうにしたほうがいいと思うんです。

○柳田会長

茂木さん、どうぞ。

○茂木好文委員(矢島町)

ちょっと視点が変った形から発言させていただきます。矢島町の茂木と申します。

在任特例を使うか使わないかという大きな問題が、まず今の置かれた我々の協議会の大きなテーマだと思います。今、尾留川さんのほうから小選挙区だとか、あるいは人口に比例しない選挙の方法、議員配分だとかという話も出ていますけれども、その前の段階で私は何とか在任を使うのか使わないのかという大テーマに沿って議論を進めていただければなというふうに思います。

それから、先ほど西目町の議長さんからお話ありましたけども、我々の3つの意見は拮抗しているわけではありません。在任を使うというのは全くの少数意見ですということです。即30人という部分もありますよね。それも含めて3つの意見がありましたということでしたので、何とかそこは在任は全く少数意見でしたということです。ご理解をいただきたいと思っております。それで、会長さんをお願いしますけれども、在任等使うのか使わないのかというあたりでもう少し議論をしていただければなと思っております。

○柳田会長

それでは、ちょっと茂木さんに伺いますけれども、在任特例は少数意見だったと、そうすると多数意見というのは定数特例ですか。

○茂木好文委員(矢島町)
もしくは30人、即ですけれども。

○柳田会長
定数も使わないで即30人ですか、すぐ30人というのは何割ぐらいだったんですか。

○茂木好文委員(矢島町)
4人か5人です。

○柳田会長
差しつかえがあるとすれば、あとから結構ですが、そうすると定数特例と即選挙での定数30人とする意見は拮抗しているんですか。

○茂木好文委員(矢島町)
はっきり言いますと在任は確か2人、今日訂正になりました。

○柳田会長
そうしますと、すぐ選挙というのは何人ぐらいだったんでしょうか。
それでは、住民代表の座長から説明をお願いします。

○村岡兼幸委員(本荘市)
私も先ほど、当初は3つぐらいの比重がほぼ同じになったけれども、今日も任意の小委員会を開いてその3つの同じぐらいの比重がすぐ選挙と、それから定数特例を使ったほうがいいにほぼ意見が集約をされて、在任特例というのはいわゆる今出たように2人だとすれば、1割弱ぐらいまで減ってしまったということであります。

そして、そのもう1つの2つの意見のすぐ選挙と、それから定数特例の部分のやつは、今もう一度詳しい数字は考え直してみます。

でも、これ少しだぶり合っている部分があるので難しいんですよ。即選挙であれば、それは原理・原則でいいと言って思っている人がいる中で、しかしそれだけではない部分でいろいろなことを考え合わせて、定数特例を使ったらいいのではないかということなので、両派にきっちり分かれているということではないんですよ。そういうご理解をしていただければと思います。

○柳田会長
そうするとまず仮に10引くと90だからあとは半分の45というふうに数字で割り切れる話じゃないと思います。

さっき、議長さんのおっしゃったことに対して、中身のことについて、何かもしお話あればどうぞ。今日は、お互いの意見交換することに意義あると思います。

○前川 侅委員(岩城町)
岩城町の前川です。

先ほどの議会代表の委員長さんからは、大多数が在任特例だと、こういうようなご報告でありましたけれども、私はこの少数意見の在任特例使うことには反対だという立場から言わせてもらいたいと言います。

今、住民代表の村岡委員さんからお話がありました。私は、在任特例を使うにしても住民がやっぱり納得する形でなければならぬということをつたえたいと主張してきました。それで、今住民代

表の方の意見を聞きますと、在任特例はごく少数だということであります。ですから、住民の方々は在任特例使うことにはノーだと、私はそういうふう判断をします。

それで、私どもの議会の中ですけれども、在任特例というのは少数です。あとは即失職、あるいはもしくは定数特例を使ってもいいのじゃないかというような意見で、在任というのは私どもの議会では少数ということであります。今のいろんな議論を聞いておきますと、どうも議会側は在任、住民代表のほうは即失職もしくは定数特例だと、こういう感じに受けとめられるわけですがけれども、私はあくまでも住民にちゃんと納得できるような形でなければならないというのが私の考え方であります。

それで先ほどの住民代表の方からの中にもありましたけれども、7カ月間にこれまで議論してきた事柄について、合併後に調整するとか何とかという項目がたくさんあるわけです。私事務局に1つお伺いしたいわけですが、合併後のスケジュールというのはどうなっていくのかなということをお伺いしたいわけですが。

○柳田会長

それではちょっと前川さんにお伺いしますが、今在任特例としては少数派だとおっしゃったけども、そうすると定数特例についてはどうなんでしょうか。

○前川 侅委員(岩城町)

定数特例を使ったほうがいいのかという方は、どちらかといいますと即失職という方の中にも住民の声が届かないとかということをお考えますと、定数特例を使ってもいいのではないかと、そういう意見もあるということであります。

つまり、在任特例は使わないで、定数特例、即失職、あるいは定数特例を使ってもいいのではないかと、そういう2つの考え方があると。1人の方でももしかしたら定数特例でもいいのではないかと、そういう考え方の議員もおるということであります。

また、これは私のあくまでも考えなんですけど、いつか申し上げたと思うんですけども、今これまでにいろんな協議をしてきました。その中には調整しなければならないという項目がもう多数、もう7、8割方が合併後に調整するということになっておりますけども、果たして7カ月間でこれがどの程度まで私は議論できるのかなと、ここに1つ私疑問を持っているわけです。

というのは、まず、いつか申し上げたと思いますけども、市長選挙、これがあります。その後には人事があります。3役も含めた。そしてその後にはじめて、これまでの調整するとか何とかという項目について、いろいろ事務局から議会に提案されると思います。だとすれば、果たして調整するとか云々というのは、果たして在任7カ月間の中でどれだけ議論する期間があるのかなと。

もし私は在任特例を使うとすれば、やっぱり1年か1年半ぐらいじっくり腰を据えてやるといったほうがいいのかと。7カ月というのはだから半端だと思います。

もしできれば事務局から合併後のスケジュールを説明していただきたいのですが。

○柳田会長

それでは事務局。

○事務局

ただいま合併後のスケジュールということでございましたので、特に市長選挙、そしてそのあとの3役人事といいますか、そのあとでなければ調整ができないのではないかと、というお話がございましたので、その点についてちょっとお話ししておきたいと思っております。

調整内容におきまして合併後統合とか、新市において調整というものが非常に多くなっております。この文言が多いために、じゃあ具体的に調整内容がわからない。どういうことなのだと、ただ

単に合併時統合、新市において調整だけでは、この具体的な調整内容がわからないので非常に不安であるというお話がございます。

それで、今ありましたけれども、委員の皆様方より基本的な調整内容、これは協議会において調整内容を説明いたしまして、ご同意を得ておりますが調整内容を確認いただきますと、新市の条例の整備と合わせ、具体的な調整を分科会、専門部会で行います。といいますと、要するに合併時統合だから合併するまで何も決めないということではございません。そして、今現在具体的な調整については新市の条例の整備と一緒にしておりますが、その結果につきましては作業終了次第、皆様方にご報告してご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから新市において、市長選挙、3役人事等が終わらなければ条例ができないんでないかというご質問もございましたが、新市になった時点で市長職務執行者という人が決まっておりますので、この職務執行者という人の名前で専決処分をします。専決処分をしまして、そのことを議会のほうに報告しまして議会の承認を得るといような流れになっております。

また、それから新市において調整するという言葉において、新市において調整するんであれば今どうなるのかということですが、ご覧になっていただくとわかりますが、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するというふうになっておりますので、今あるものをそのまま引き継ぎます。そして新市の市長等が細部を決めると。今現在のものをそのまま引き継いだ中で、新市になってから調整するというのは細部を決めるという内容であります。それにつきましても事務的なすり合わせ等につきましては、今現在分科会、専門部会でやっているものもでございます。

もちろん政治的な判断ということで、新市の市長が判断して議会に提案するものもございしますが、全体的に具体的な方針につきましては、合併時統合とか、新市において調整と言いましても現在作業中であり、その内容につきましては、皆様方、この協議会にも作業終了後報告したいと思えますし、各市町の議会にも報告するというものでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○柳田会長

いいでしょうか、はい、どうぞ。

○前川 侅委員(岩城町)

わかりましたけれども、でもこういったいろんな事柄ですよ。おそらく政治的な判断を必要とする項目がかなりの部分で出てくると私は思うんです。ということになりませんか。事務的にただすり合わせして、まあという形になっていくとすればそれは簡単でしょうけども、やはり私は政治的な判断によってやらなければならない項目がたくさんあると思えます。条例は確かに職務代理がおりますから、それは合併時にもう条例が決まっておらなければならないから、それは確かに条例なんかはもう決定しておかなければならないと思えますけども、やはり政治的な判断を必要とするものがかなりの部分にあると私は思います。そうなった場合、果たして7カ月間で我々が残って何できるのかなというのを私は疑問に思うわけです。これは私の考えです。皆さんどう思うかわかりませんが。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○三浦重夫委員(西目町)

西目町の三浦です。

非常に今、皆さんから意見を聞きますと、全くもつともでございますが、私住民の立場からあまりに難しくなると何が何だかわからなくなると思うんです。単純に新しい市ができたなら新しい市長、新しい議員、これをもつと政治そのものもこういう合併協議会の内容も、普通の住民の方々

が理解できるような、わかりやすい方向に持って行かないと、非常に技術的に私方一緒に並んでも意味がわからないような状態になるものですから、ましてこういう参加もしていない住民の人が圧倒的に多数なわけですから、もう少しわかりやすい決め方、わかりやすい選び方というふうなものを私はやるべきでないかというふうな感じはしています。

○柳田会長

はい、拍手もありました。ありがとうございます。
それでは、鳥海町の議長さん。

○今野義親委員(鳥海町)

鳥海町の今野でございます。

まず、先ほどうちのほうの会長が申されたように多少意見の違った者が出ましたけれども、最終的にはこの本文提案でよろしいと、これを確認してるんですよ。まさか、今回も前川さんからそんなことが出るとは思わなかったんですが、実はそこまで本当なんですよ。今、ただいま聞いたように一体じゃあ7カ月に何ができるかと、こうなりますと多分ですね、仮調印いたしますと今までの新市に移行するものが、どんどん原案になっていくと思うんですよ。それを最後にこの委員会に出すと思うんですけども、決定権がないです、この委員会は。議会なんですよ、やはり。そうなりますと、やはり今日までおられた議員がそのまま残って、最後に確認してあげないとそれこそこれ大変なことになるのではないのでしょうか。でないといけないから、早く議員なんかいらんよと言っても、何にも決まっていなくてあなた方もいらんよと言った場合に、どんな決定になっていくかわからない。そこを確認するためにも、やはり7カ月は必要だと、こういうことなんですよ。そうでないと確認する人がいないでしょう。新たな議員が来ても、前のことがわからないものが多々あると思うんですよ。そういうので、議会のほうだけはひとつ7カ月ということまでとめていただければ、ありがたいなというふうに思います。

○柳田会長

それでは前川さん。

○前川 侅委員(岩城町)

私は議会が確かにそういう雰囲気であったということはわかるんですけども、私ははじめから在任特例は反対してきました。でも、決まったことについてはこれは従いますよと言ってきておるわけですから、これ多数の皆さんが、いや在任特例でいいですよということであれば、別に岩城町が、これ私ですが、個人的な話になるかもしれないけども、反対はしませんけれども、しかしそれで住民の皆さんから理解が得られるのかなということなんですよ、私は。さっき住民代表の方々からの意見ですと、在任特例はもうごく少数だということはやはり我々に対して、我々に対してと、これは在任特例は認めないよというような意思表示だと、私はそう思います。

○柳田会長

それでは小松さん。

○小松敏博委員(大内町)

大内町の小松でございますけれども、岩城町の前川さんの聞かれたことにちょっと関連いたしまして、私もちょっと事務局のほうにお尋ねしたいと思います。

というのは、今まで協議されたことですり合わせをしてさらに調整をするという項目がたくさんあるわけです。

さらに、これから予想されるもの、これは新しい市に向かって特例債を活用してどんな市をつくっていくのか、こういうことが協議の対象になってくると思います。

それを協議もしないで、確認もしないで合併するとただ400何十億の合併特例債があるよと、95%の財政的な手当があるんだよと、国がその借金の7割を面倒見てやるよという、もうただそんなことだけで事業の内容すら話し合いもしないで、ただ合併して我々は議員の職をただ投げていいのか。私はそういうことを考えております。

私どもの大内町でも3つの区が、旧村がございますのでその町内会の人方、あるいは婦人会の人方と話し合いをいたしました。

私どもにむしろ特例債を活用してでもいいから、合併のその在任特例を活用してでも言うべきことは、しっかり言って合併して良かったなというような、遅れていかないような合併に向かって頑張っていたきたいと、こういうような力付けも受けております。

ただ、お金だけを考えて合併だ、合併だ、議員はいらない、多いからいない、30人だ。あるいはまた、地域の声が届かないから各今の町々に何名かの人を割当てて、そして選挙をやるべきだというような意見もございますが、合併というものはやはり1つになるんですから、本荘市に半分いったってこれしかたない。そういうことを覚悟をしながら、合併というものがなされなければ私はいけません。

したがって、住民の方々にも十分やっぱり理解をしていただく、我々議員としては努力も必要でないかというふうに考えております。

この間、議会の小委員会でも私こういう考えを申し上げましたが、やっぱり地域から盛り上がってくるような最後の議会、最後の議員としてのやっぱり務めを果たして辞めていくのが、我々の仕事ではないかなと。合併したから、すぐそれで終わりというのはやはり無責任すぎるような感じを私はいたしております。

以上でございます。

○柳田会長

はい、どうも。それじゃ由利町の町長さん。

○阿部副会長(由利町長)

質問させていただきたいと思います。

この議員の身分の取扱いについては、今日で実質4回目でしょうか、協議になりました。前回の協議会でいわゆる2号委員、3号委員のそれぞれの小委員会をつくって、今までは在任特例を使う使わないという議論だけしてきたので、それだけではだめなのではないかと、そういう趣旨でその2号委員、3号委員による小委員会をつくったと私は記憶しております。

それに基づいて2つの委員会をつくって議論されたわけでございますけれども、3号委員のほうからのご報告は、いわば地域自治組織、それから報酬のことについても議論をされたと、そういうふうにご報告ございました。

2号委員のほうからは、その在任特例をどうする、使って原案どおりと、その理由まではお伺いしました。そして報酬も凍結ということまでお伺いしました。

それで、地域自治組織について2号委員の皆さんが議論されたのか、されなかったのか、その点だけ1つ教えていただきたいと思います。

○柳田会長

では、斉藤さん。

○斉藤栄一委員(西目町)

それでは、私から申し上げます。

地域自治組織そのものについては一応話は出ました。ただ、今現在、法人格がある自治組織か、あるいは自主的な自治組織か、この問題については、未だ国会にもとっておられませんので、ちょっとこれは話ができないということで、先延ばししたというような感じであります。以上です。

○柳田会長

阿部町長さんどうですか、いいですか。そのほかございませんか、ありませんか。はい、どうぞ。

○松田 訓委員(鳥海町)

鳥海町の松田でございますけれども、いろいろとこの前、9日の日に議論をいたしました。その中で、私のお願いしたのはやはり地域自治組織というものをちゃんと見える形にして、ここにあげてほしいということでございます。

確かに、法的な、国のほうがとまらないけれども、もう27日の報告で原案がもう出されておりますので、それが出ましたら、出てからということじゃなくして、もう見えてるわけですから、ここにそれを取り込むか、取り込まないかということをもしろ先取りして、確認していただきたいなということでございます。

それで、そういうことをまず前提にお願い申し上げまして、実はその議員の問題でございますけれども、私も在任特例という形で、かなり考えました。いろいろとある時間を経ちますといろんな情報が今入ってまいりますので、そういう中で考えますとやはり私の基本的な考え方は、住民のアンケート調査によりますと非常に不安だと、自分たちの声が届かないんじゃないかということであれば在任特例を使いますと、それぞれ自分たちの目の届く範囲に議員さんがおりますので、何とかなるだろうということでも期間は短かかったですけど、それをそういうような考え方を持っておりましたけれども、今の社会情勢とか、いろんなそういう形の中で考えますと、やっぱり私はいったんここで決めたらそのままずっとおるようなものを皆で議論して決めていただきたい。あとから住民の反対とか何だかと騒ぎ出さないようなものをやっぱり決めるべきじゃないかなと、そのために真剣にこうしてお話をしているわけでございますけれども、そこでじゃあ住民不安の解消はどうなるのか、こうなりますので、せっかく定数特例というのがございますから、これを使ってひとつ住民の不安解消に役立たせることができるんじゃないかと。しかも、4年間でございます。

先ほども誰か申し上げましたけれども、いわゆる第1期だけ、4年間だけは住民の、いわゆる人口に関係なくできるということですから、 $7 \times 4 = 28$ と。

大体の市町村の議員は16人前後ですから4人ですと4分の1でございます。ただ、本荘市の場合は今24人ですか、ここから14、5人ということになりますと、何とかこう、簡単に申し上げますと7つの町で3分の2、3分の1は本荘市という1つの枠を決めてもできると、ひとつの意見でございます。そういうことで考えますと、この定数特例というものを使って住民不安を解消する模索もあるんじゃないかと。さらに、地域自治組織を持ちまして地域の総合支所を充実させるとともに、そこにそうした組織の話し合いの場があり、それが法的に認められたものとしていろんな意見具申ができる、要望ができるということになりますと、ここでまた住民不安が解消されるということですから、私はやはり地域自治組織を必ずここに取り込むんだということを確認して、そしてやはり在任よりも定数特例で考えていったほうがいいんじゃないかなというように考えてますので、ひとつ住民に受け入れられるような結論を皆さんで出していただきたいこう思います。お願いします。

○柳田会長

地域自治組織のことについて、周知されているかどうかについて説明してください。

○鷹照幹事長

幹事会の鷹照でございます。

ただいまのご質問の件でございますけれども、鳥海町の松田さんの話でございますが、先回も申し上げましたけれども地域自治につきましては、3月の閣議決定ということで決定されるようですけれども、案といたしましては、もう既に発表なっております。

内容については、そんなに変わることはないと思いますけれども、これも先回も申しましたがこれから協議するということをお願いしたけれども、幹事会、事務局としましては地域自治を取り入れるという方向で話し合いいたしておりますので、その点につきましては間違いなく総合支所の関係やら、いろんな広い地域の、地域といいますか、合併の地域が広がるございますのでそういう意味での解消とか、そういうものを取り入れるような地域自治組織をつくっていきたくて、こういうふうに思っております。

○柳田会長

地域自治組織についての原案はありますがそれは3月予定の閣議決定だとのこと。この前確か議員の皆さんが上京されたときそのようなお話をいただいたことかと思いますが、住民代表の方々にはそのような機会がなかったと思います。

それで、地域自治組織というものについてご認識し、同じレベルでの論議をされることが必要でしょう。松田さんがおっしゃるのはそういうことだと思います。

それで、この間の2号委員、3号委員のお話は、その情報の入り方に少し差異があるかもしれません。

そこで、今日皆さん方からお伺いしましたけれども、3月に閣議決定される予定のその原案は少し修正があるかもしれません。その原案に基づいて2号委員、3号委員でお互いに話し合われる時間があればいいと感じます。

それはいかがですかね。はい、どうぞ。

○松田 訓委員(鳥海町)

私は、今回はじめて事務局のほうから、いわゆる幹事長さんから幹事会ではそれを取り込むことにしたという、明言されましたのでほっとしていますけれども、やはりそういう形のものを出し惜しみしないで早めにやっぱり、前から質問してるわけですから、この前の質問でこうですよと言わなければならないかなと思います。

いずれこの会は、国会と違いまして与党、野党には、全部与党ですから、いろんな意味でどんどん出していただきたいと思います。出し惜しみしないようにひとつお願いしたいと思います。

それから、さらにこのまちづくり計画、6章、7章がまだ空欄でございます。このことについても、年内にできませんかと申しましたら年度末まで、こういうことでもございましたけれども、これなんか1つ方向を示していただきながら、やっぱりできる限りそういうものを出していただいて、よろしくお願いしたいと。ひとつ今日それを必ず取り込むということを聞きまして、このあとよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○柳田会長

この問題については、全国的に様々な話題となっております。

協議会の意見と住民との意見に乖離がありそうな、そうした情報の記事が溢れています。しかしながら、新市の名称の決定にあたっては、全会一致で決定されました。

お互いに話し合っていけば、行き着くところはおのずと見えてくるはずなんですね。ですから今は、その経過、途中だと思います。

今日は2号委員、3号委員の一生懸命努力された意見を伺いましたが、今日どちらにする決め方は早計でないでしょうか。

自治組織の問題とか、そうしたものを事務局から説明をしていただいて、2号委員、3号委員が更に集まって忌たんのない意見を交換するということがいかがでしょうか。

それとも、今日ここで決めてしまったほうが良いという意見とに分かれますがどうでしょうか。

私としては、いい方向に持って行くためには、前向きに話を詰めていくべきだと思いますが、いかがですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

それでは、各市町で議員が2人ずつ出ますね。議会代表が全部で $2 \times 8 = 16$ 人、そして住民代表委員が $2 \times 8 = 16$ 人となります。

そうすると、32人での話し合いは大変でしょうから、各市町の議員から1人と、それから住民代表のほうから1人とすることにします。

それで、今日の話をもとにして、更に地域自治組織の原案をしていただけるよう、それをたたき台にしながら、更に意見交換していただき地域の方々からも納得していただけるよう意見を述べ合えば、非常に前進することと思います。

事務局では、小委員会の意見は今日聞いて、そしてすり合わせをすると話をしましたけれども、すり合わせは幹事会が、事務局から委員会の模様を聞いてすり合わせするという過程で差異が生ずることもありますので、情報伝達、生の声として幹事会も参加したらどうでしょうか。

幹事会から幹事長と副幹事長の2人、そして事務局が入り、そして意見交換したものをすり合わせをし、事務局でまとめることにしたらどうでしょうか。

今日ここで決めるというのは、難しいのではないのでしょうか。

○齊藤栄一委員(西目町)

会長に反発するわけではありませんけれども、今委員の皆さんは、いわゆる地域自治組織ということが法人格なのか、普通の地域自治組織なのか、これ幹事会でどのような考えが今、地域自治組織をやるといふようなことを言われましたけれども、どのような形でやるのかというのがこの委員全員が考えていることだと思います。

したがって、原案があるわけですよ。在任特例という原案がありますから、その地域自治組織がどのような形かによって、原案に賛成、いやこれはやっぱり原案に賛成しなければならないとか、あるいはこの程度だったら定数特例がいいという方もいるかと思っています。徹底した法人格を持つ地域自治組織だとするならば、じゃあ一発で選挙のほうがいいじゃないかというふうなことがあるかもしれませんが、まずは全体でその幹事会がどのような考えでやっているのか、それを伺った上で議論したほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○柳田会長

これは、幹事会でどういう意見かと言われても、幹事も大変困ると思うのです。

今日は議員の皆さん、それから住民代表の方おられますので、やっぱり住民代表の方と議員の両方での話し合いを幹事は意見を伺い、集約をする。

そして、幹事は意見を求められれば、自治組織はこうです、こうなると述べることはできます。

意見の集約は、幹事の役目として大変重いと思うので、各市町の議会から1名、住民代表から1名、そこに幹事会が入る、幹事会としては小委員会に自分の意見を言うことができないが委員会から許しがあれば発言できます。

○齊藤栄一委員(西目町)

私はですよ、幹事長がただいま地域自治組織の方向に向かっていると、そういう幹事会の話し合いだということで私が感じたものだから、じゃあどのような方向にいつているのか、原案が出せればこれは皆違った意見が出るかもしれませんけれども、そういう議論ができると思うのですよ。

そこから地域自治組織の形が見えてきたら、じゃあ今の在任特例が原案にありますから、それについて向かって行くと。

あるいは定数特例に向かって行くのか、即選挙に向かって行くのか、これがあると思うので、住民代表も議会の代表もその法人格と違って、いろんな問題がありますので深く入って行けなかったんですよ。

ですから、やっぱりこの全体の委員の中でそういった地域自治組織がどのようにやっていこうかというその方向を見いだせればなど、私はそういう、一応幹事会ではこのように考えているけどどうですかという形の中で出してもらえれば、ありがたいと思います。

○柳田会長

協議会委員の方々に地域自治組織は、これこれしかじかの方向だということの説明がまだ十分なされてないものですから、そういう意味ではまず説明をしていただこうと。議員の皆さんが、そうすると全部わかっていますね。

○茂木好文委員(矢島町)

全部じゃないけど、大まかなところはわかっています。

○柳田会長

大まかで足りないかもしれませんがね。

○茂木好文委員(矢島町)

詳しいことはまだ。

○柳田会長

まず詳しい…、そうすると、これまでの説明でほとんど理解されているとするならば説明の必要はないでしょう。

しかし、先ほど松田さんが、地域自治組織の問題を出しました。まだ地域自治組織についての理解は十分進んではないのでないでしょうか。

そこで、幹事会を入れて話し合われれば更に良くいくのでないかとの意味でございますので、ご理解ください。

○村岡兼幸委員(本荘市)

すみません、継続協議になりそうなので、住民の側の小委員会の先ほど聞かれた質問に対してお答えをしなければならぬと思いますので、あくまでも2月9日時点ですけれども、それから様々な考えで揺れ動くと思いますが2月9日時点では、解散即選挙を強く主張したのは4人、そして在任特例でも良しとするのが2人、そして定数特例という形でいこうというのが10人ぐらいの割合。

ただし、この10人の中には原理原則に従って解散即選挙であればそれは良しとするということも含まれている10人だというご理解をしていただければと思います。

そして、その非常に多かった定数特例でいこうという意見の大体の考え方のまとめについては、最後に松田委員が言われたあたりが、住民代表の考えているところだと思います。そのイメージを抱くために数字も述べておられましたけれども、そのとおりになるかどうかは別として、大

体のイメージとしてはそれを意識していただくことが非常に議会議員の人にとっても重要なことだと思いますので、そういう話の中で話し合われたということでもあります。

それで、財政問題は市町村合併に非常に重要な問題ではありますが、これは定数特例を使った場合、おそらく在任特例よりもはるかに多いお金がかかると思います。

しかし、先ほどお話にあったようにこの場合は、そういう構造改革をして新市をつくるんだという説明をすれば、住民はそれを理解、納得していただけるのではないかということでの意味合いで、住民代表側は話し合われたということでご理解いただければと思います。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○村上 亨委員(由利町)

2号委員のさつき西目町の議長さんから代表でいろいろお話ございましたので、私どもから特別申し上げることはないわけですが、その中でも先ほどルールありましたように、最低、どうせ在任でやるなら1年は必要じゃないかというご意見もありましたし、私どもは原則、即選挙ということでしたが、皆さんがまとまる方向であればそちらに賛成するというところで前回、各2号委員の中で原案どおり在任特例で現在の議員報酬をそのままにしての在任特例を取るという方向でまず進むということになって、今日の会に臨んだわけでございます。

その点に関しまして、3号委員の皆様方から在任特例に対しましては、あまり賛成できないというようなことでしたが、譲れる、条件的には在任特例、それ以下に例えばもっと報酬を下げると。例えば30人の議員の、本荘市並みの、それを130人で割るというようなこともあったように聞きましたけれども、現状から常識的な判断でいきますと、現在、皆様方の各市町の報酬を継続、凍結、継続しての在任特例と。これが最低と申しますか、在任特例のまずクリアできる条件の一番低い段階だと思います。それに対しまして、ご意見をもしほかの皆様方から伺えれば、ありがたいなと思います。

○柳田会長

はい、どうも。今の村上さんのご発言に対して何かご意見ありますか。

3時になりましたので、暫時休憩します。15分間休憩いたします。

午後 3時00分 休憩

.....
午後 3時15分 再開

○柳田会長

それでは休憩前に引き続いて、会議を再開いたします。

先ほど2号委員、3号委員のほうからご意見、そしてまた皆さん方、様々な意見があるんだなということをつくづくお感じになったと思います。

これは、大変な重要な問題でございますので、先ほど皆さんに私が提言しましたが、2号、3号委員の代表で、小委員会をつくり合同の会議を開き、今日の皆さんの意見を踏まえて、さらに前向きに意見を交換し、集約できるよう論議していただきたいなと思います。

小委員会の合同委員会のとときに、幹事の参加を求めてそこで、幹事にその地域自治組織のあり方などについて、意見を求められた場合には、幹事のほうから意見や説明することができるとして、合同委員会に幹事会、事務局が参加するをしたいと思います。

○村上 亨委員(由利町)

協議案件第 33 号の「新市における議員の定数及び任期の取扱い」の件で、この中で図らずも地域の自治組織というものがある地域から議員の数が少なくなるんじゃないか、地域の声が届きにくくなるんじゃないかという意見と合わせて議論されることになりましたが、私どもの考えておる地域自治組織というのは議会議員の定数問題ですとか、任期とは別にいたしまして、皆さんご承知のように岩城町は本荘市周辺を合併の相手とすると、軸足、軸足を定める段階で住民投票をやらざるを得なかった。その結果が、大体おおざっぱに6:4で本荘市周辺というように町民の皆さんが意思表示してくれた。実際6:4といいましても、やはりフィフティーフィフティーだなというようなとらえ方をしませんと、4割だから秋田市思考の皆さんの意見は少数ですよというようなとらえ方は、町の中ではできないわけでありまして、6:4の皆さんが一体となった地域づくりをしていただかなければならない。

そういうことを行政がリードして行くためには、どうしてもこの地域自治組織をつくりまして、あなたはあっちだ、私はこっちだからというようなしこりの残った形のものには好ましくない。一体となって本荘市周辺、1市7町の一員といたしました心構えで新市に加入させていただかなければならない。

そのためには、行政が何をやらなければいけないのかということで決めましたが、岩城町の新しいまちづくりの基本条例なんでありまして。その中で行政がやらなければならないもの。住民が参加しようとしたら、いつでも参加できるもの、住民の責任、あるいは個人、いろいろな各種団体のできること、やっていたかなければならないもの、行政の及ばないところで全町民が力を合わせて、新しい地域社会づくりに励むことができる、そういうことを決めましたが新しいまちづくり基本条例でありまして、そのために地域自治組織がこういう形で必要だと、こういう主張をなされておるはずであります。

ですから、それと議会議員の定数とか任期というものは直接大きな関わりを持つというものではありません。全く関係ないとは申しません。大いにあると嬉しいのかもしれませんが、岩城町はやはり1市6町の皆さんとは相当違った環境の中で軸足を定めさせていただいた。その中で一致して、軸足を定めた中で皆さんに一員として認めていただくためには、こういうものが必要であったんだということをご理解をいただきたいと思っております。それと合わせまして、1市6町でも法人格を持たないそういう地域自治組織というものをご検討していただければ、必ずその1市7町、それぞれの中で評価されるものが出てくるだろうと私どもは信じております。

ですから、この法律がどうですか、閣議決定がまだなされておらないとかということでもなしに、前向きに取り組んでいただきたい。ぜひともこれを幹事会の皆さんにも首長の皆さんにもお願いをいたしますけれども、地域自治組織というものはつくって、それぞれの地域が自発的に活動いたしまして、より多くの皆さんが参加してより良い地域社会をつくるんだと、つくってもらうんだと、こういう方向でやっていただくようお願いを申し上げたいと思っております。

○柳田会長

どうも、ただいまのご意見、大変よくわかりました。ほかに、はい、どうぞ。

○今野義親委員(烏海町)

今、岩城町の議長さん言われたこと、全く私そのとおりの思いです。まず、地域自治組織と今の議案 33 号案とは、全く私関係はないだろうと、こう思います。

それでもう一つは、地域自治組織を置いてほしいという委員の皆さんの希望であります。それで事務局側も置くように今向けていますと、こういうことですから置くのには何ら大丈夫であって、必ずこれはできていくと思っております。

ただ、法人格になるのか、あるいは法人格でないものにするのかはこれからの問題としても、いわゆる置くということだけは大体決まっておられるようですので、まずそのほうはいいんじゃないでしょうか。

やはりこの 33 号ですね、これだけ皆さん議論しております、今会長さんが聞いたようにいろんな意見が出ました。だけども議会側のほうは、きちんとそれ一致団結したものが出ておりますよ。

ですから、これは今日決めるべきだと思います。こんなことにだらだらだらだらしないで、やはり多数の意見がおおる世の中でなければ民主主義ではないので、これからいくら小さな会をつくって議論しても、一緒になるということはまずあり得ないと、私はそう思います。ですから、どちらかに今日は決定していただきたいなと、このように思います。

○柳田会長

村上委員の先ほどのこと、もう一度。

○村上 亨委員(由利町)

今、鳥海町の今野議長さんからお話ございましたが、決してこれは全会一致で決定ということではないと思います。ただ、一応の皆さんの意見を調整した上での合意事項として、2号委員の方々の、皆さんの意見として申し上げる、それに対してどういうふうなご意見を持っていらっしゃるのかなということでお伺いしたいなということでしたので、意見を伺えればそれで結構でございます。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○高橋良一委員(岩城町)

岩城町の高橋であります。

自治組織の考え方については、先ほど私のほうの阿部議長さんからいろいろお話がありました。この議案 33 号の議員の定数並びに任期の話題とは、直接関連ないとはいうものの、やっぱりどうしてもリンクする部分が出てくるというふうに私は考えます。

それで岩城町が提案して、設定をしました町おこし条例の趣旨、その他については先ほどもお話ありましたから私からは縷々重ねては申しませんが、やはり1市7町の皆さん方もそのような気持ちで自治組織というものをもっと重要視して活用していただくことによって、住民の不安の解消にはなるというふうに私も考えておる一人です。

それで、提案されております内容につきまして、私は当初、事務局提案の原案がほぼおとしどころかなというふうな考え方を申し上げて、ずっとそのつもりできておりましたが、先般の3号委員の皆さん方の小委員会、その他を迎えてですね、いろいろ町民の皆さんのご意見も伺う機会もありましたし、私なりに判断をしますと、やはりこの話題は住民の皆さんの理解をどうして理解をしてもらうかという視点に立って、置いて考え直す必要がある。そうすると、やはり私はこの任期をもって全員失職という形がもっとも住民にとっては、理解しやすい、しかも納得のいく方法だというふうに私自身としての結論を、方向づけをしたわけでありまして。

ですから、そうした決断こそが本当の見識、合併に対する皆さんの心構えということになるのではないだろうかということを改めて考えましてですね、私は任期をもって即失職という方法がよりベターな方法だというふうに、2月9日の委員会ではご提案をした一人であります。ということでよろしくどうぞ。

○柳田会長

ありがとうございます。

鳥海町の議長さん。だらだらだらだらと言うけども、だらだらではないんです。これは皆さんが真剣に考えての意見を交換しているんです。よく耳を傾けて慎重に審議してるんですから、これはだらだらという言い方は、ここでやめて。

はい、次、矢島町の佐藤さん。

○佐藤 實委員(矢島町)

矢島町の佐藤ですけれども、2号委員の、西目町の議長さんから簡単に13日の会議結果報告されておりますけれども、時間的にはもう2時間以上も協議されております。

そのときのお話ですと、ただいまの鳥海町の議長さんが即決めるべきだということでしたけれども、これは協議の経過報告をするという、あのときの話は確かそういうことで臨むということと、3号委員の皆さんの方向づけもあるということでした。

ただ、皆さんの中で大部分が1年という声が出ておったわけですが、先にこうした7カ月というものが出てしまいましたので、これをさらに延長するなんていうことは至難の業だ、住民反発かなりくるだろうということで、ここに落ち着けようという話ではあったようですが、なぜ1年なのかなというあたりはほとんど説明された方もおるんですけれども、やはり合併して50日以内に市長選挙、市長選挙があるわけで、そうしたことで1カ月なり、2カ月費やされて今度は10月改選となると、次に議員になる方がそっちのほうに8月ごろから動きはじめるという、非常にこの7カ月と長いように見えるけれども、審議期間がほとんどなくなるというそういう状況からすると、どうしても1年かけて、そして次年度の予算を編成してということで、やはり確かに17年3月で、4月から発車するわけですが、実質的な合併のそうした動きなり効果というものは少しずつではあるんですけれども、18年度からは私達は始まりになるのではないかという、矢島町の議会の皆さんの声もあるわけですし、最初のうちはもう大変何が何だかわからないということだったので、13カ月というものを希望したんですけれども、やはりそのものが7カ月に出版されてしまっていたしかたないということで決まっております、そのものが決定的なものだというふうに私らはまだ考えておりません。

そこでどうしてもそうした中途半端なことをやるよりはやはり定数特例というものもきちんと議題として討議するべきではないのかなという話し合いをいたしておりますので、即ここでということになると13日の結論からちょっとずれるのかなと思いますので、先輩議員の中で失礼なこと申しますけれども、やはり拙速な議案にするべきでは私はないと思いますので、会長さん言われたようにこれから、2号、3号の代表者でそうしたことを詰め合わせるということでしたので、こちら辺でもうこの議案については事後にやるべきだと私は思いますけれども。

○柳田会長

ただいまの矢島町の佐藤さんからのご意見、賛成でしょうか。

賛成の声が多い…。そういうことで。

黙ってても反対だそうですので、もし今の意見で矢島町の佐藤さんのご意見に賛成の方、声を出していただければ。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

声が大きいですので、それではそういうことで先ほど申し上げましたようにいい合併をするために、それで小委員会2号、3号の委員会をつくって、そしてこれまでに例えば地域自治組織の説明もされたようですが、さらにそうしたことも踏まえて、次の会までに議論を交わしてできたら幹事も入って集約できるようにしたいと思いますのですが、いかがですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

賛成の声がありましたので、そういうことでこの際、暫時休憩します。
まず、この件については継続審議ということで、それで暫時休憩します。

午後 3時41分 休憩

.....
午後 3時52分 再開

○柳田会長

それでは、会議を再開いたします。

この件につきまして、先ほど皆さんにお諮りいたしました、議会選出委員の代表、各市町から1名ずつと、住民代表の各市町1名ずつによる計16名の合同委員会を開催したいということで、皆さん方から賛同得たわけでありますが、その委員会には幹事長、副幹事長と、また要請があった場合には、幹事長、副幹事長のほかの幹事にも要請があれば出席を求めるということで進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

それではそのようにしたいと思います。継続協議中の協議第33号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」は継続審議とし、議会選出を住民代表の委員の代表に、合同委員会を開催することといたします。委員の名前を報告させます。

○事務局

そうしますと、先ほどの委員の皆さんの名前報告させていただきます。

本荘市斉藤議長さん、それから村岡委員さん。岩城町阿部議長さん、高橋委員さん。大内町小松議員さんと、佐々木委員さん。西目町斉藤議長さんと三浦委員さん。鳥海町眞坂議員さんと松田委員さん。東由利町小松議員さんと長谷山委員さん。由利町村上議長さんと尾留川委員さん。矢島町が佐藤議員さんと茂木委員さん。以上でございます。

なお、委員の皆さん方、最後に協議終わりましたから日程のお話したいと思いますので、恐れ入りますがここで待機をお願いします。

以上です。

○柳田会長

いいですね、次に協議第43号の継続協議中の「社会教育事業の取扱い(その2)について」、事務局から説明いたします。

なお、これ以降の本日の協議案件につきましては、前に詳しい内容を説明しておりますので事務局説明は、調整方針を中心に説明しますので、ご了解いただきたいと思います。

なお、先ほど時間を4時半と申し上げましたが、5時まで延長して協議をしたいと思いますので、よろしくご協力ください。事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは、本日の資料の2ページ目をごらんください。継続協議となりました協議第43号「社会教育事業の取扱い(その2)について」、説明いたします。

前回の協議会でも説明いたしました、今後、開催されます夏の成人式やいろいろな場面で、若い方々からの意見聴取を幅広く行い、それらの意見を参考にしながら開催場所や開催日も含めて、成人式については新市において調整を図るという内容といたしました。以上のことから、

(4)の波線の部分を変更いたしまして成人式については、新市において調整を図るという内容といたしました。以上でございます。

○柳田会長

何かご質問ございませんか、ないですか。はい、どうぞ。

○東海林京子委員(本荘市)

(3)番の図書館についてです。私ちょっとそっちのほうの関係している、関係というか中身ちょっとあれしてるものですから、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な調整を図るとあります。それで、この図書館の場合何か今機械化されて、パソコン、それからカード使用になってますけども、それで1つ質問はそのカード使用が新市になった場合、1市7町全部カード化されるというような可能性があります、そのときに各市町村が1枚ずつのカード化されるのか、それとも共通カードというものを使うものかということで非常に私心配なわけです。それで、その共通カードになった場合に、例えば本荘市で本を借りて東由利で返すということは可能になります。共通カードの。そうするとそのときに、まず1つは問題が出てくるのは、パソコン化するための費用の問題とか、それからその本を返したり借りたりするときの本の移動の問題何かが出てきますけども、それについてはどのようにお考えのものでしょうか。経済的なものまで引くくめて、ひとつ。

それから、もう1つ、これは希望ですけども、今の本荘市の図書館というものは当然中心になると思いますけれども、本当に満杯状態で大変な状態にあると思います。それで、10万住民に対して耐え得るだろうかと思ったときに、例えば秋田県の県立図書館まで行かなくとも市立図書館ぐらいの規模のものが欲しいものだなと、それを将来何とか本荘市のど真ん中あたりをお願いしたいものです。以上です。

○柳田会長

今後において、十分ただいまの希望、意見を検討していくことになるだろうと思います。それでいいですか、希望として、はい事務局記録しておいてください。何かそのカードについて。

○事務局

そうしますと、今の質問にお答えしますが、共通カード等につきまして今検討しておりますが、いづれにしてもネットワーク組まなければ共通カードできませんが、これは住民の利便性のために、そこを含めた中でそれから共通の図書システムということで検討いたしておりますので、ご報告いたします。

○柳田会長

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ないようでありますので、継続協議中の協議第43号「社会教育事業の取扱い(その2)について」は、確認をいただいたものと決定します。

次に継続協議の第45号「使用料、手数料等の取扱いについて」、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、本日の資料3ページをごらんください。協議第45号「使用料、手数料等の取扱いについて」を説明いたします。

これは、各市町が設置している施設の使用料をはじめ、地方自治法227条に基づき各市町が徴収している手数料等について確認をいただくものでございます。それぞれの内容が広範囲にわたることから、総括的な調整内容を確認していただくものでございます。

調整内容といたしましては、使用料、手数料等については、次のとおり調整するものとする。

(1)使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一または類似する施設の使用料については新市において調整を図るものとする。

(2)手数料については、住民負担に配慮し、負担の公平の原則により合併時に統一する。となっております。

なお、5ページから10ページにあります資料については、それぞれ代表的な施設の使用料や手数料の一部を掲載させていただきました。説明は前回説明したとおりでございます。

ここでの確認事項といたしましては、基本的な方針をご確認いただき、今後分科会や専門部会等をとおして調整内容に沿って、事務的に協議を進めることとなっております。以上でございます。

○柳田会長

ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ほかにないようでございますので、継続協議中の協議第45号「使用料、手数料等の取扱いについて」は、確認をいただいたものと決定いたします。

次に継続協議中の協議第46号「公共的団体等の取扱いについて」、事務局から説明を願います。

○事務局

11ページでございます。協議第46号「公共的団体等の取扱いについて」でございます。調整内容を申し上げます。

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

(1)共通の目的を持った団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。なお、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

(2)独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとし、必要に応じ新市において調整を図る。

という内容でございます。

調整にあたりましては各団体の実情を十分尊重し、調整を図っていくという基本的な方針について提出したものでございます。以上でございます。

○柳田会長

ただいまの説明に対して何かご質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ほかにはないようでありますので、協議第 46 号の「公共的団体等の取扱いについて」は、確認をいただいたものと決定いたします。

次に協議第 47 号「補助金及び交付金等の取扱いについて」、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、本日の資料 13 ページをごらんください。協議第 47 号「補助金及び交付金等の取扱いについて」を説明いたします。

これは各市町が、地域の発展、振興を図るための施策の一環として、各種団体等に交付している補助金や交付金等について、その基本的な調整方針を確認いただくものでございます。各市町が交付している補助金、交付金のすり合わせについては、分科会や専門部会において整理しておりますが、整理にあたっては各市町同一、または同種の補助金、交付金等と、各市町独自の補助金、交付金等に分類しながら調整することとしてございます。

調整内容といたしましては、

補助金、交付金等の取扱いについては従来からの経緯や実情に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から次の方針を基本に調整を図る。

(1)各市町同一または同種の補助金・交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。

(2)各市町独自の補助金・交付金等については、制度の経緯や地域事情、従来からの実績を踏まえて調整するものとする。

となっております。

なお、以上の調整方針について確認をいただければ、補助金・交付金等、個々の交付条件、交付金額等の詳細については新市に向けて今後の事務作業として行われる交付要綱等の作成と合わせながら、地域事情に十分配慮して調整を進めることとしてございます。以上でございます。

○柳田会長

ただいまの説明に対しまして何かご質問ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

はい、どうぞ。

○東海林京子委員(本荘市)

この補助金というのは新市になってすぐやっていくのでしょうか。それとも、今の現在のこの状態のまま、まず新市になって1年はやって、その次からなるとか、その辺ちょっと質問したいんですけども。

それで、私が今質問したあれは、もし、今の状態でそのまま、まず1年やってその次からというときになかなか難しいのではないかなと、新しくしても。それで、そういうところで、今現在そういうのを検討している組織何かだけでやっているものかどうかということをお願いしたいのです。

○柳田会長

はい、事務局。

○事務局

補助金につきましては、その必要性ということを考えまして今まで実施されていたものであろうと思います。その補助金を交付するという主目的に沿って考えながらやっていきたいと、そういう中で見直しということも出てこようかと思えます。

ただ、新市において調整をするとありますが、先ほど全体的な説明の中でもお話ししましたように、新市において調整するために今からその調整方針は準備をしているところでございます。

なお、それぞれの補助金につきましては、いつ変えていくのか、また金額的にどうなるのかというのは、これから個々の事例に基づきまして検討していくということになりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○柳田会長

いいでしょうか。ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ないようでありますので、継続協議中の第 47 号「補助金及び交付金等の取扱いについて」は、確認をいただいたものと決定します。

次に継続協議中の協議第 48 号「高齢者福祉事業の取扱いについて」、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、本日の資料 15 ページをごらんください。協議第 48 号「高齢者福祉事業の取扱いについて」説明いたします。

これは福祉分野の中から高齢者福祉に関する内容についてご確認をいただくものでございます。

調整内容といたしましては、

(1) 高齢者保健福祉計画については、新市において新たに計画を策定する。なお、新たな計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

(2) 国または県が定める制度については、その要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。

(3) 各市町独自の制度については、制度の経緯や従来からの実績を踏まえ、新市において実施要綱を統一して実施できるよう調整を図る。

(4) 敬老会については、現行を基本とし新市において調整を図る。

(5) 長寿祝金については、対象年齢及び金額を統一する。

となっております。

なお、17 ページから 20 ページまでの資料につきましては、前回説明したとおりでございます。なお、国、県補助事業や市、町の独自事業、制度等については広範にわたることから、総括的な調整方針としてございます。さらにそれぞれの具体的な対象範囲や、実施内容につきましては、今後新市に向けた事務作業の中で、各市町の歴史的な経緯や新市まちづくりの視点に立って、要綱策定等で決定していくこととなりますので、ご了解願いたいと思えます。以上でございます。

○柳田会長

何かご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ないようでありますので、継続協議中の協議第 48 号「高齢者福祉事業の取扱いについて」は、確認をいただいたものと決定いたします。

次に継続協議中の協議第 49 号「農林水産業関係事業の取扱い(その2)について」、事務局から説明を願います。

○事務局

21 ページをお願いします。協議第 49 号「農林水産業関係事業の取扱い(その2)について」であります。

農林水産業関係の事務事業につきましては、昨年 12 月開催の第 11 回合併協議会においてその1として土地改良、林業、水産関係事業を提案いたしまして確認されております。本日は、前回の協議会でその2として提案いたしました農業、畜産関係事業について、継続となっておりますのでご協議いただくものであります。調整内容を申し上げます。

(1) 地域農業マスタープラン及び農業振興計画については、新市において新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は現計画を新市に引き継ぎ運用する。

(2) 米生産調整対策については、国の制度である水田農業経営確立対策の見直しを踏まえて、新市において調整する。

(3) 病害虫防除事業については、新市において防除協議会を組織し調整を図る。ただし、新協議会が組織されるまでは現行のとおりとする。

(4) 中山間地域直接支払事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(5) 畜産共進会については、合併時にJA管内(一市十町)での開催となるよう調整する。

ただし、東由利町においては平成 17 年度は地区共進会開催後、JA管内の共進会参加となるよう調整する。

という内容でございます。23 ページ以降の項目ごとの内容については、前回説明いたしました内容どおりでありますので説明を省略します。以上でございます。

○柳田会長

ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○村上 亨委員(由利町)

由利町の村上です。

前回、これは事務局から話があったかと思えますけれども、確認いたしたいと思えます。中山間地域(4)の直接支払事業のことです。平成 16 年でこれは一応事業としては完了するということになっておるようですが、前回は事務局のほうでそれは延長、見直しだけでも延長になるという説明であったかと思えます。そのための現行のとおり新市に引き継ぐということに記載されていると思えますが、そのところもう一度確認いたしたいと思えます。

○柳田会長

はい、事務局。

○事務局

ただいまの質問でありますけれども、前回説明いたしましたけれども、事業期間は平成 12 年度から 16 年度までの5カ年となっておりますが、国の実施要領等によりますと「農業収益の向上などにより、対象地域での農業生産活動の継続が可能となるまで実施する」とあります。それで、分科会、専門部会では事業自体は 16 年度で見直しが行われるものの、次の段階の事業が創設さ

れるのではないかということで調整方針として現行のとおり新市に引き継ぐという調整内容にしたものであります。

○柳田会長

村上議員、いいですか。

○村上 亨委員(由利町)

今の段階ではあくまでもそう推定されるということしか言えないでしょうけども、まずそれを信じてまず認めたいと思います。

○柳田会長

ほかにございませんか。はい、どうぞ。

○佐藤千秋委員(由利町)

(2)番と(3)番についてちょっとお伺いしますが、生産調整については、現在各市町、率が違うわけですが、これは国、県のほうではどのように考えているのか。新しい市となった場合の調整水田の率なんかの見通しについて、ちょっとお伺いします。

それから、3番の病害虫防除の協議会を組織しということになっておりますが、この防除については前の年から作業もはじまるでしょうし、計画もなされるでしょうし、いつごろ新しい組織というものを考えているのか、その点わかりましたらお願いしたいです。

○柳田会長

はい、事務局から説明を願います。

○事務局

水田農業確立対策の関係でございますが、17年度、新市になりましてからの数量配分ですが、それにつきましては16年度の12月にそれぞれの市、町に配分が来ます、ということで17年度の新市になった時点では16年度のそれぞれに、来たものによって行かざるを得ないというふうに思っております。それをプールして17年度に配分するというのはちょっと不可能じゃないかと考えております。そして18年度になりますと17年度の12月に新市一本で配分が来ます。それについて、どのような配分をするかは新市の中で、17年度に入りましてから計画を立てていきたいというふうに考えております。

次に病害虫の防除でございますが、新協議会が組織されるまでは現行のとおりとするということで、前年度中に計画等をつくるわけでございますが、前年度、16年度中にお互いに話し合いながらつくっていくことになろうかと思っております。まだ、新市ができないうちに組織だけつくるわけにはいきませんので、そういうふうになろうかと思っております。できるだけ横のつながりを持った中で、新協議会が組織されるまでは現行のとおり。中に具体的に書いておりますが、防除の方法の違い等、回数の違い等もございしますので、そこら辺の調整はできるだけ早く16年度中にでもやっていきたいというふうに思っております。繰り返しますが、協議会の組織は新市になってからつくらなければならないと思っておりますので、それまでは横の連絡を取っていけるようにしたいというふうに考えております。以上です。

○柳田会長

佐藤委員。

○佐藤千秋委員(由利町)

その辺、今の2つ目についてはそれはこの説明されただけであって、答弁でも何ものでもないように受けるんですが、その新市になってからとはいつごろを考えているかということを知っているんです。

○事務局

具体的な日にち等につきましては、まだ協議中でございますので、できるだけ早くとしか今言えない状態だと思います。以上です。

○柳田会長

佐藤委員、そういうことだそうで。そういうことで、事務局のほうも一生懸命頑張って早くお答えできるように努力するという意味だと思いますので、ご理解ください。

そのほかございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ないようでございますので、継続協議中の協議第49号「農林水産業関係事業の取扱い(その2)について」は、確認をいただきましたものと決定します。

これをもちまして、本日の協議事項はすべて終了しました。

この際、お諮りいたします。今協議において協議されました案件等において、その字句、条項、数字、その他条文等の整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたします。

以上をもちまして協議を終了いたします。

次第の6の事務局より次回日程を連絡いたします。

○事務局

そうしますと、次回の日程についてお知らせしたいと思います。次回第15回協議会の開催日は3月18日、第3木曜日、午後1時30分よりこの会場、本荘由利広域交流センターで開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、諸般の事情により日程の変更をする場合は、早急に委員の皆さん方には連絡したいと思います。

それから、連絡事項ですが、先ほどもお話ししましたが2号委員、3号委員の合同の委員会の日程等のお話がありますので、会議終了後ここに残っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○柳田会長

それでは、長時間どうもありがとうございました。終了させていただきます。

午後 4時30分 閉 会